

いのちのといで裁判

愛媛アクションNEWS

いのちのといで裁判 愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1
愛媛医療生協内 TEL.089-990-8677

Facebook

<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>

発行日 / 2023年3月28日 VOL. 33

“潮目が変わった” 勝ちに行くのだ！！

3月15日(水)に松山地方裁判所で、第26回目となる裁判が行われました。原告11名を含む25名が裁判に参加しました。

■裁判所前での宣伝行動



この日は、時折強い風が吹き上げましたが、春のあたたかい陽気に包まれながら、裁判所前で宣伝行動を行いました。コロナが流行して、なかなか実施できませんでしたが、原告や関係団体を含む13名が裁判所前でスタンディング行動をしました。手に横断幕やのぼり旗をもって、行きかう人や、バス

や路面電車に乗っている人たちへ「生活保護基準引き下げ反対」を訴えました。行きかう人々の多くが、横断幕やのぼり旗に注視していました。このような裁判があることを知って、自分のこととして考えてくれる人が増えてほしいです。

■裁判内容

最初に、菅弁護士から弁護団からの準備書面の要旨が紹介されました。上藤一郎教授の意見書に基づき、生活扶助相当CPIがいかに不合理かを説明されました。生活扶助相当CPIが示す異常な数値の原因は、「欠価格」を妥当としたことと、2010年を基準年としたことだと説明しました。2010年を基準年としたために、2008年から2010年の物価下落を、

2010年から2008年の物価上昇として把握することになりました。このことは、物価の下落率を数字上大きく見せることにつながり、それが基準引き下げの根拠とされました。

引き続き、岡崎弁護士が原告の意見陳述を代読しました。裁判が始まって10年が経過し、その暮らしを振り返る内容になっていました。暮らしの厳しさは改善されないどころか、さらなる物価高や光熱費の値上げが追い打ちをかけて、生活保護費は本当に「死なない程度」の金額になっていると訴えました。しかし、ほぼ毎回裁判に参加していても、現状が裁判所に伝わっているのか正直手応えを感じない悲痛な思いも語られました。最後に、全国での裁判動向にも触れ、愛媛でもぜひ最低限度の生活が守られる判決を望むと強く訴えられました。傍聴席で聞いていて、ギリギリの生活の中で、これ以上どうしようもない生活実態がしっかり伝わってきました。

■報告集会

裁判終了後、ろうきん会館(松山市2番町)に移動し報告会が開かれ13名が参加しました。事務局の小淵さんの司会で進行されました。まず、裁判の全国的な動向と、今回の松山地裁で行われた裁判内容を菅弁護士から説明をしていただきました。全国的に地裁での勝訴が続き、原告に追い風になっていることが報告されました。全国アクションの報告では、鈴木会長から4月17日(月)の院内集会を中心に、愛媛からも積極的に参加しようと言われました。



【意見陳述書】

裁判が始まって10年が経ちました。あいか
わらず暮らしは厳しいままです。それどころ
か、さらなる物価高や光熱費の値上げが追い
打ちをかけて、保護費は本当に「死なない程
度」の金額になってしまっています。わずか
な嗜好品さえも切り詰め、娯楽や行楽など
は到底望めません。心の栄養となるささや
かな楽しみも奪われていて、健康で文化
的な生活といえるのでしょうか。最低限
の身だしなみを整える服も、新しい物
は5~6年も買えていません。髭剃り
のカミソリなどもこれで米5キロと同
じくらいかと思うと、買うのをためら
ってしまいます。

保護費で生活しているのだから、節約する
のは当然だと言われるかもしれませんが、既
にギリギリまで切り詰めてこれ以上どうし
ようもないのが現実です。持病で食事制限
がある人も多いですが、バランスの取れた
健康的な食事はコストが高く、どうしても
偏った食事をとらざるを得ません。それ
でまた健康を害すると、保護費から出る
医療費がさらに増えるので、本末転倒
です。このようなありさまで、憲法25
条で国に課せられた「すべての生活部
面について、社会福祉、社会保障及び
公衆衛生の向上及び増進に努めなければ
ならない」という責務が果たされている
といえるのでしょうか。裁判所には、ぜ
ひ私たちの生活の実態を知っていただ
きたい。私たちは、決してぜいたくを
望んでいるわけではありません。せめて
本当の意味で健康で文化的な生活が
したいだけなのです。

提訴からほぼ毎回裁判に来ていますが、私
たちの現状が裁判所に伝わっているのだ
らうか、正直手ごたえはありません。こ
こ最近全国で、10年前の保護費引下げ
が生存権を侵害するものだったと認め
られた判決が続いています。愛媛でもぜ
ひ、私たちの最低限度の生活が守られ
る判決をお願いします。

次回裁判のお知らせ

次回第27回期日は、松山地方裁判所にて
5月24日(水)14時から行われます。
傍聴ならびにご支援をよろしくお願
いいたします。

第12回定期総会のお知らせ

◇開催日 7月8日(土) 午後

◇会場 コムズ会議室5

◇企画内容

今年は判決ラッシュです、広く市民に
向けてお知らせする機会とします

・記念講演[オンライン]

講師 阿部広美弁護士(熊本)

・その他 元気の出る内容で検討中

“ほっこりして楽しくなる” 絵手紙



年度会費納入のお願い

会員の方は、振込用紙にて2022年度
会費をお振込みください。恐れ入ります
が振り込み手数料のご負担をお願いい
たします。



◆年会費◆

個人会員 — 1口 500円から
団体会員 — 1口 1,000円から

◆振込先◆

ゆうちょ銀行 01640-3-132357
名義: 生存権裁判を支える愛媛の会

宮崎も勝訴！ 裁判長が異例の所感述べる



流れは私たちの側に！

全国5例目の原告勝訴

2023年2月10日、宮崎地方裁判所民事第1部（小島清二裁判長）は、保護費の減額処分を取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。

これまでに言い渡された14の判決のうち、原告勝訴判決は、2021年2月22日の大阪地裁判決、2022年5月25日の熊本地裁判決、同年6月24日の東京地裁判決、同年10月19日の横浜地裁判決に次ぐ全国5例目となります。

デフレ調整は違法

宮崎地裁判決は、「デフレ調整（物価考慮）」について、①基準部会等における専門的知見による検証・検討が行われていないこと、②平成20年を起点とする合理的理由が示されていないこと、③その基礎とされた「生活扶助相当CPI」の算出にあたり、テレビやパソコンの物価下落による影響を過大に評価した可能性があることなどから、「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くといわざるを得ない」と断罪しました。

裁判長「判決を受けることができなかった原告がいることは遺憾」と発言

小島裁判長は、判決の言い渡し後、訴えから8年余りを要し、この間、原告の1人が亡くなったことに触れ、「審理開始から長い期間を要したことで判決を受けることができなかった原告がいることはいち裁判官として遺憾に思っている」と述べました。裁判長がこうした所感を述べることは異例のことであり、国には自ら誤りを認め直ちに保護基準を是正することが求められています。



判決後に開かれた記者会見では、熱心に質疑応答が行われました。

※判決要旨、判決全文、弁護団声明はいのとりHPに掲載しています。

https://inochinotoride.org/whatsnew/230210_miyazaki

判決を受け 厚労省要請

—宮崎地裁裁判長の発言を受け、早期解決を—

宮崎から弁護団、支援者らが上京



宮崎訴訟弁護団団長から要請文書を渡す

宮崎地裁で全国5例目の勝訴判決が言い渡されたことを受け、「控訴を断念し、早期解決を求める」厚生労働省への要請を2月13日(月)に行いました。

要請には、宮崎訴訟団(後藤好成弁護団長、宮田尚典弁護士、支援者の橋口寛宮崎県生活と健康を守る会連合会会長)、いのちのとりで裁判全国アクションの稲葉剛共同代表、前田美津恵共同代表、本田宏賛同人、小久保哲郎事務局長のほか、昨年10月に勝訴判決を獲得した神奈川弁護団の飯田伸一弁護士らが参加しました。

審理が長期化し既に亡くなった原告がいることについて、宮崎地裁の裁判長が遺憾の意を表明するという異例の事態を直視し、控訴を断念して解決を図ることを厚労省に強く求めました。しかし、厚労省は応えようとしませんでした。

なお、物価高騰に見合う引き上げを急ぐこと、生活保護基準の算定の仕方の変更等も強く求めました。

記者会見では熱心な質問続出

要請後、その場でオンラインを含めた記者会見をしました。記者からは、これまでの勝訴判決との異同等について、熱心に質問が出されました。



厚労省要請の様子

【今後の判決といのとり大集会の予定】

2023年3月、4月は各地の地裁判決、そして大阪高裁判決が続々と予定されており、まさに天王山を迎えています。また大阪高裁判決後には、東京で院内集会を開催いたします。これまで以上のご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

3月24日(金) 午前11時	青森地裁判決
3月24日(金) 午後2時	和歌山地裁判決
3月29日(水) 午後1時10分	さいたま地裁判決
4月11日(火) 午後2時	奈良地裁判決
4月13日(木) 午後1時30分	大津地裁判決
4月14日(金) 午後3時	大阪高裁判決
4月14日(金) 午後3時	千葉地裁判決
4月17日(月) 午後1時予定	いのとり大集会

(仮称・衆議院第一議員会館)

〈いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします〉

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座) ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

◎他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧にならない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)

③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを

ご記入の上、いのちのとりで

裁判全国アクション事務局まで

FAX(06-6363-3320)してください。

9条改憲は戦争への道！
まもれ命とくらしと仕事・まなぶ権利！

5・3愛媛憲法集会

コロナ禍での成功に向け、リモート開催も含め準備を進めています。
会場内では感染予防のためマスクの着用と受付時の検温等に協力をお願いします。

2023年5月3日（水／祝）
松山市総合コミュニティセンター
カメラリアホール（089-921-8222）

***駐車場は施設駐車場があります（有料です）**

集会プログラム（予定）

（コロナ感染状況により変更する場合があります。
平和の広場での飲食類の販売は今年はありません。）

10：50～12：40 平和の広場

12：30 ホール開場

13：00 ステージ開会

13：30 記念講演（落合恵子）

「一市民であることの、尊厳と誇り ……
ブレーキングサイレンス・まずは、沈黙を破る」

15：40 憲法アピールパレード出発



© 神ノ川智早

落合恵子さん

作家、クレヨンハウス主宰



【代表委員】 浅野修一・井口秀作・今井正夫・今村高暢・臼井 満・遠藤素子・大木早人・大澤 守
岡澤エディ・越智勇二・金繁典子・木下啓子・小松正幸・佐々木龍・塩川まゆみ・澄田恭一
清野良榮・高市アツコ・武田正光・立川百恵・伊達邦明・藤田敏博・古田 隆・前園実知雄
眞鍋知巳・望月佳重子・安田志ほ・矢野達雄

主催：2023「5・3愛媛憲法集会」実行委員会

〒790-0873 松山市北持田町 131-1 教育会館内 tel/fax：089-913-0448

憲法は、平和と人間の尊厳のとりで 2023「5・3愛媛憲法集会」へどうぞ

「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」（日本国憲法前文）

混迷するこの世界において、われらの憲法が、ますます光り輝いていることを、この数行の言葉が余すことなく示しています。しかし、この憲法がさし示す未来を切り拓こうとする光とこの光を失わせようとする影がぶつかり合っていることも事実です。

日本でも世界でも、戦争と戦争につながるすべての動きが、人間の尊厳を損なう最大かつ根本の原因となっています。ある国の脅威を言い募る時、ある国もその国に脅威を抱いていることを想像しましょう。

ウクライナ侵略戦争の中で、「核抑止力」論が成り立たないことが増々明らかになり、核兵器禁止条約の正当性が証明されました。

1%の富裕層にますます富が集中し、飢餓・貧困は、人間の尊厳を、心と体を打ちのめしています。加速度的に進む地球温暖化は、若者の未来を閉ざします。

しかし、人間の尊厳をかけたたたかいも進んでいます。

各地域の「9条の会」をはじめとする憲法をまもる活動、労働者、障がい者、高齢者の人間らしい暮らしを求めるたたかい、「ジェンダー平等」を求める多様なたたかい、原発廃炉のたたかい。これらのたたかいは、すべて日本国憲法が支えています。憲法は、生きてきたし、今も生きています。

平和と人権尊重の憲法を未来につないでいきましょう。

----- 切り取り -----

2023年 月 日

2023「5・3愛媛憲法集会」に賛同します。

賛同金：個人 1 □ 500 円、団体 1 □ 1,000 円 () □ () 円

氏名 又は団体名	() 歳代	※資料等への名前の掲載 (可、不可)
住所（集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください） (79 -) 県 市・町		
電話 - -		

※この集会以外の目的に個人情報を使用することはありません。

2023「5・3愛媛憲法集会」実行委員会

連絡先：790-0873 松山市北持田町 131-1 教育会館内 電話 /fax：089-913-0448

振込先：伊予銀行一万支店 普通口座 1921799

5・3愛媛憲法集会実行委員会 会計田中明治

郵便振替：01620-2-93867 5・3愛媛憲法集会実行委員会

※複数の場合は一括で振込可（名前は全員ご記入ください）

紹介者（取扱者）